



宜野湾市告示第 60 号

宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 5 月 28 日

宜野湾市長 松川 正則



宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業において、骨髓及び末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）に対する宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この助成金は、ドナーに対し助成金を交付することにより、ドナー登録の増加及び骨髓等移植を推進し、白血病など血液の病気で骨髓等移植を必要とする患者の治癒を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髓等を提供した日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。
- (1) ドナー休暇制度（骨髓等を提供するにあたり必要な骨髓バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別休暇として認める制度をいう。）を設けている企業、団体等に属する者
 - (2) 他の法令等により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けている者及びその見込みの者
 - (3) 市税を滞納している者
 - (4) 暴力団（宜野湾市暴力団排除条例（平成23年宜野湾市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供のための通院、入院及び面接（骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき7日分を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に、宜野湾市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 前項に規定する申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書
- (2) 宜野湾市骨髄等移植ドナー助成金交付申請に係る同意書（様式第2号）
- (3) 本人確認用書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (4) 通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、助成金の交付を適当と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、宜野湾市骨髄等移植ドナー助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付を不適当と認めたときは、速やかに申請者に理由を付して、宜野湾市骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

3 市長は、助成金の交付の適否を決定する場合において必要があると認めるときは、申請者に対し、当該決定に関し必要な事項について報告を求めることができる。

4 市長は、前条第1項の規定による申請を受付けた後、第1項又は第2項に基づき速やかに通知をするよう努めるものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付決定を受けたときは、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した者に対し、既に助成金を交付しているときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

宜野湾市長 殿

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () _____

宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により助成金の交付について、次のとおり申請（請求）します。

1 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
勤 務 先	(電話番号)		
骨髓等提供した 日における住所	〒 宜野湾市		
対象期間	年 月 日から 年 月 日 (うち対象 日分)		
骨 髄 等 を 提 供 した 日	年 月 日	申請金額	円
☐ 私は、私の所属する企業・団体等にはドナー休暇制度はないこと及び他の法令等による補助金や保険金などの金銭を受領していないことを誓約します。また、必要に応じて勤務先等へ問い合わせることに同意します。			
年 月 日 氏 名 _____ 印			

2 振込先（申請者名義の口座に振込いたします。）

金融機関名	銀行・農協 労金・信金		本店・支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

3 添付書類

- (1) 公益財団法人骨髓バンクが発行する骨髓等提供の証明書
- (2) 宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付申請に係る同意書（様式第 2 号）
- (3) 本人確認用書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (4) 通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付申請に係る同意書

年 月 日

宜野湾市長 殿

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 () _____

宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱第5条第2項の規定により、助成金の交付を申請するため、下記事項について申請者本人の諸状況を確認することに同意します。

記

1. 住民基本台帳の登録状況（骨髓等を提供した日時点）
2. 納税状況（助成金交付申請日時点）
3. その他必要とされるもの

（以下、所管課にて記載）

- ・申請者が骨髓等を提供した日（ 年 月 日）
- ・助成金交付申請日（ 年 月 日）

確認事項			確認日
住民基本台帳	住民票	有	
		無	
納税状況	滞納	有	
		無	
その他			

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

宜野湾市長 印

宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金については次のとおり交付することを決定しましたので、宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

申請者名	
交付決定額	円

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日 号

住所

氏名 様

宜野湾市長 印

宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金については下記の理由により交付できませんので、宜野湾市骨髓等移植ドナー助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

（理 由）